

岐阜県高体連バレーボール専門部 専門委員会規定

- 第1条 県高体連バレーボール専門部規約第22条に基づき、次の専門委員会を設ける。
1. 競技委員会
 2. 審判委員会
 3. 強化指導普及委員会
 4. 記録報道委員会
 5. 倫理委員会
 6. ビーチバレーボール委員会
- 第2条 各専門委員会は、専門委員長1名、専門委員若干名を置く。
- 第3条 専門委員長は支部長会議により推薦し、委員長これを決定し委嘱する。
- 第4条 専門委員は、部顧問代表者会議において選出し委員長これを委嘱する。
- 第5条 専門委員の任期は、2年とする。
- 第6条 専門委員会は、専門委員長が必要と認めた場合随時これを開く。
- 第7条 専門委員会の決定事項は、部顧問代表者会議の承認を得なければならない。
- 第8条 専門委員会の経費は、専門委員会の申請により委員長が決定する。
- 第9条 本規定の変更は、部顧問代表者会議の承認を得なければならない。
- 第10条 本規定は、昭和43年4月より実施する。
- 昭和50年3月一部改正
- 昭和60年3月一部改正
- 平成10年3月一部改正
- 平成16年3月一部改正
- 平成26年3月一部改正
- 平成28年3月一部改正
- 平成30年3月一部改正